

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月16日
【会社名】	株式会社リコー
【英訳名】	RICOH COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員・CEO 大山 晃
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 コーポレート専務執行役員・CFO 川口 俊
【本店の所在の場所】	東京都大田区中馬込一丁目3番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員・CEO 大山晃及び取締役 コーポレート専務執行役員・CFO 川口俊は、当社の適切な財務報告に係る内部統制を構築し維持する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、個社毎にリスク評価を実施した上で、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社は、複数事業を営む連結グループであり、販売活動により発生する収益には一定の安定性が存在するため、事業拠点の重要性を判断する指標として外部売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、外部売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いる。また、外部売上高で重要性を判断できない生産拠点は、棚卸資産残高を重要な事業拠点の選定指標として用いる。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の外部売上高及び棚卸資産残高がおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きくかわかる勘定科目として、当社の生産及び販売活動において金額が多額に計上される売上高、売掛金、リース債権、及び棚卸資産を選定し、当該勘定科目の計上に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（固定資産減損プロセス及び税効果プロセス）やリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス（税金計算プロセス）を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

上記の選定基準以外の基準で、新規かつ個別に追加した事業拠点並びに業務プロセスはない。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。